

# 1年単位の变形労働時間制に関する協定書

〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社労働者代表とは、労働基準法の規定により、1年単位の变形労働時間制に関して次のとおり協定する。

(対象期間)

第1条 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1年間の勤務時間については、この協定の定めるところによるものとする。

② 特定期間は次の通りとする。

- 〇月〇日～〇月〇日
- 〇月〇日～〇月〇日
- 〇月〇日～〇月〇日

(対象者)

第2条 この協定は、全ての労働者に適用する。

② 第1項に拘らず、次の各号の者には適用しない。

- 18歳未満の年少者
- 妊娠中または産後1年を経過しない女性労働者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

(対象期間中の所定労働時間)

第3条 第1条の期間における各日の始業・終業時刻、休憩時間および所定労働時間は、次のとおりとする。

期間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	所定労働時間
〇月・〇月・〇月	〇時〇分	〇時〇分	正午から〇時	〇時間〇分
〇月・〇月・〇月・〇月・〇月・〇月・〇月・〇月・〇月・〇月	午前〇時〇分	午後〇時〇分	正午から〇時	〇時間〇分

(休日)

第4条 第1条の期間における休日は、次のとおりとする。

- 日曜日(法定)
- 会社が指定した休日 月〇回
- 国民の祝日
- 夏休み 〇日から〇日まで〇日間
- 年末年始 〇月〇日から翌年〇月〇日まで〇日間

② 前項の各休日は、別紙添付の年間休日カレンダー表による。但し、年間休日数は〇日を下回らないものとする。

(割増賃金の支払い)

第5条 第3条に定める所定労働時間を超えて勤務させた場合は、給与規定の定めるところにより時間外割増手当を支払う。

(対象期間の途中における取扱い)

第6条 対象期間の途中で本協定が適用されなくなった労働者、又は対象期間の中途から本協定が適用された労働者で、当該労働者が本協定のもとで労働した期間を平均して1週当り40時間を超えた場合は、その超えた時間について賃金規定の定めるところにより時間外割増手当を支払う。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成〇年〇月〇日から1年間とする。有効期間満了の日の1ヶ月前までに労使いずれからも改訂又は破棄の申し入れがないときは、さらに1年間有効とし、以降も同様とする。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長

〇〇 〇〇 印

〇〇〇〇株式会社

労働者代表

〇〇 〇〇 印